

	<p>カ 自動車庫の用途に供する施設の建設等 当該行為に係る部分の築造面積が500平方メートルを超え、又は高さが10メートルを超えるもの</p> <p>キ 飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設の建設等 当該行為に係る部分の築造面積が500平方メートルを超え、又は高さが10メートルを超えるもの</p> <p>ク 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の建設等 当該行為に係る部分の築造面積が500平方メートルを超え、又は高さが10メートルを超えるもの</p> <p>ケ 電気供給又は電気通信のための施設（この号サに掲げるものを除く。）の建設等 当該行為に係る部分の高さが20メートルを超えるもの</p> <p>コ 擁壁（条例第3条第1項第5号に規定する開発行為又は同項第6号に規定する土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更に係るものに限る。）の建設等 当該行為に係る部分の高さが4メートルを超え、又は高さ3メートルかつ長さが30メートルを超えるもの</p> <p>サ 太陽光発電施設（一団の土地又は水面に太陽電池モジュールを設置するものをいい、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く。）の建設等 当該行為に係る太陽電池モジュールに係る部分の設置面積又は高さが次に掲げるものであるもの</p> <p>(ア) 設置面積 成型した太陽電池モジュール（平面であるもののほか、曲面、球面その他集光のために湾曲等させた形状のものを含む。）が架台等に設置される場合において受光部側となる部分（連続して建設等する場合にあつては、連続する太陽電池モジュールに係る部分（当該太陽電池モジュールを成型し、又は結合するための型枠として受光部側に位置する当該型枠部分を合む。）をいう。）の表面積の合計が500平方メートルを超えるもの</p> <p>(イ) 高さ 当該行為に係る部分の下端を地盤面として、当該地盤面から上端まで（連続して建設等する場合にあつては、連続する太陽電池モジュールに係る部分のうち、最下部に位置するものの下端を地盤面として、当該地盤面から最上部に位置するものの上端まで）の高さが10メートルを超えるもの</p>
--	---

<p>(6) 条例第3条第1項第5号に規定する開発行為 当該開発行為（自己の居住の用に供する目的で行うものを除く。）に係る土地の面積が500平方メートルを超え、住宅の用途に供する計画戸数が5を超え、又は高さ4メートル若しくは法の長さ^{のり}が30メートルを超える場合にあっては高さ3メートルを超える法を生ずるもの</p> <p>(7) 条例第3条第1項第6号に規定する土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（前号の開発行為に係るものを除く。） 当該土地の形質の変更に係る土地の面積が500平方メートルを超え、又は高さ4メートル若しくは法の長さ^{のり}が30メートルを超える場合にあっては高さ3メートルを超える法を生ずるもの</p> <p>(8) 条例第3条第1項第7号に規定する木竹の植栽（条例第3条第1項第1号、第4号から第6号まで、第7号（木竹の伐採に限る。）、第8号及び第9号の行為に係る土地の区域内で行われるものに限る。） 第1号、第5号から第7号まで、第6号、第7号及び第9号から第11号までの行為に伴い行われる木竹の植栽</p> <p>(9) 条例第3条第1項第7号に規定する木竹の伐採 当該行為に係る面積が1,000平方メートルを超えるもの（農林漁業を営むために行う森林の皆伐を除く。）</p> <p>(10) 条例第3条第1項第8号に規定する屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 その高さが3メートルを超え、又はその用途に供される土地の面積が500平方メートルを超えるもの</p> <p>(11) 条例第3条第1項第9号に規定する水面の埋立て又は干拓 当該行為に係る面積が1,000平方メートルを超えるもの（農林漁業を営むために行うものを除く。）</p> <p>(12) 条例第3条第1項第10号に規定する特定照明 当該特定照明の対象面積が50平方メートルを超えるもの（30日を超えて継続しないものは祭典その他地域の行事により行うものを除く。）</p>	<p>(届出に係る行為に関する指導等)</p> <p>第7条 市長は、前4条の規定による届出（以下「行為届出」という。）があった場合において、その届出に係る行為について環境の保全、災害の防止、通行の安全等を勘案して、当該行為を行うに当たり計画的な土地利用及び地域づくりの推進の観点から配慮すべきと認められる事項（以下「土地利用に関する配慮すべき事項」という。）があると認めるときは、当該届出に</p>
--	--

<p>係る開発事業者等に対し、当該土地利用に関する配慮すべき事項について指導し、又は助言を行う。 (地域協議会の長への通知) 第8条 市長は、行為届出があったときは、その旨を当該届出に係る行為の対象となる土地の区域に係る地域協議会(地方自治法(昭和22年法律第67号)第202条の5第1項の規定による地域協議会をいう。)の長に通知するものとする。</p>	<p>(地域協議会の長への通知等) 第7条 条例第8条第1項の規定による通知は、届出到達通知書(様式第2号)を新規届出に係る行為の対象となる土地の区域に係る地域協議会の長に送付して行うとともに、当該届出に係る第3条第1項に規定する届出書及び同条第3項の規定により添付する図書を、当該届出に係る行為の対象となる土地の区域に係る地域自治区の事務所(飯田市地域自治区の設置等に関する条例(平成18年飯田市条例第42号)第4条に規定するものをいう。)の長に送付するものとする。この場合において、市長は、必要があるとき、市長が別に定める団体(当該届出に係る行為の対象となる土地の区域に係る団体に限る。)の長にも届出到達通知書を送付するものとする。</p>
<p>2 前項の規定による通知を受けた地域協議会の長は、当該通知に係る行為に関し、土地利用に関する配慮すべき事項について意見があるときは、市長に当該意見を述べることができる。 (行為の周知等) 第9条 開発事業者等は、行為届出を行う前に、当該行為届出に係る行為の対象となる地域の住民及び飯田市土地利用基本条例第11条第1項に規定する土地所有者等(以下この項において「地域住民等」と総称する。)に対して、当該行為に関し地域住民等に説明するための会合を開催することその他の方法により当該行為の周知に努めるものとする。</p>	<p>2 前項の規定は、変更届出について準用する。この場合において、前項中「新規届出」とあるのは「変更届出」と読み替えるものとする。 3 地域協議会の長は、条例第8条第2項の規定により意見を述べる場合は、意見書(様式第3号)に必要な事項を記載し、市長に提出することにより行うものとする。 (行為の周知等) 第8条 開発事業者等は、条例第9条第1項に規定する周知を行った場合は、第3条第1項の規定による届出書にその旨を記載するものとする。</p>
<p>2 市長は、前項に規定する周知を行った開発事業者等に対し、規則で定めるところにより当該周知の内容に関し報告を求めることができる。 (報告及び立入調査) 第10条 市長は、この条例の規定の施行に必要な限度において、開発事業者等若しくは官公署その他関係人に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に行為届出に係る土地の区域、建築物若しくは工作物に立ち入らせ、当該土地、建築物若しくは工作物の利用の状況について調査させることができる。</p>	<p>2 市長は、条例第9条第2項の規定により報告を求めようとするときは、書面により開発事業者等に依頼するものとする。 3 条例第9条第2項に規定する報告は、開発事業者等が周知実施報告書(様式第4号)を書面により市長に提出して行うものとする。 (報告) 第9条 条例第10条第1項の規定により報告又は資料の提出を求められた者は、遅滞なく、報告書(様式第5号)又は市長が必要と認める資料を書面により市長に提出するものとする。</p>

飯田市リニア中央新幹線開通を見据えた計画に基づく土地利用及び地域づくりの推進に資するための届出等に関する条例・同規則

<p>2 前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならぬ。</p> <p>3 前項に規定する証明書の様式は、市長が規則で定める。</p> <p>4 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>(情報の発信及び提供)</p> <p>第11条 市長は、地域固有の特性及び個性に応じた適正かつ合理的な土地利用を推進するため必要と認めるときは、行為届出その他適用区域の土地利用に関する情報の発信及び提供を行うものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成24年11月1日から施行する。</p> <p>(行為届出に関する規定の適用)</p> <p>2 第3条の規定は、平成25年1月1日以後に着手する同条第1項各号に掲げる行為について適用する。</p>	<p>(身分証明書)</p> <p>第10条 条例第10条第3項に規定する様式は、身分証明書(様式第6号)とする。</p> <p>(補則)</p> <p>第11条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則 この規則は、平成24年11月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成平成29年12月25日規則第32号) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成30年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則による改正後の第6条の規定は、施行日以後の届出に係る行為について適用し、同日前の届出に係る行為については、なお従前の例による。</p>
--	--